

検査又は調査の結果(2024年度)

検査等年月日	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
4月11日～4月12日	非金属	稼行	鉱山保安法第41条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	発生した災害について、発生原因を究明し、災害発生前の保安確保措置の評価と再発防止対策を講ずるよう指導した。
4月24日～4月25日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(災害の現況調査、作業手順書作成、保安パトロールと保安教育の記録、回転体カバー)について指導した。
5月15日～5月16日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。 鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	法令手続き(工事計画変更に係る使用前検査、使用開始届)について指導した。
5月30日～5月31日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(坑廃水の処理)について指導した。
6月5日～6月7日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
6月5日～6月7日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
6月5日～6月7日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	不適	法令手続き(工事計画の変更届)について指導した。
6月10日～6月11日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(施設廃止届の未提出)について指導した。
6月12日～6月14日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
6月13日	金属	廃止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第2項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	不適	業務規程及び鉱害防止事業計画の見直しについて指導した。
6月19日～6月20日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(鉱山道路、粉じん飛散防止、災害の現況調査、車両系鉱山機械及び自動車の点検、保安規程)について指導した。
6月20日～6月21日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(回転体カバー、作業床、電気配線、電気工作物の点検結果の確認、現況調査の措置、保安機構図)について指導した。
6月20日～6月21日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
6月26日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
6月28日	金属	廃止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第2項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	不適	業務規程の見直しについて指導した。
7月9日～7月10日	石灰石	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(巡視点検)について指導した。
7月16日～7月17日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(回転体カバー、作業手順書の実施、粉じん作業場の掲示)について指導した。
7月17日～7月18日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(粉じん作業場の掲示、休止施設の立入禁止、保安管理体制機構図の整備、新規採用者教育の実施、作業手順書の作成)について指導した。
7月17日～7月18日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。 鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(現状調査の実施、集積場の点検、坑廃水の処理)について指導した。
7月18日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
7月24日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
7月24日～7月25日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(粉じん作業場の掲示)について指導した。
7月24日～7月25日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
7月25日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
7月25日～7月26日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
7月26日	金属	廃止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第2項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	不適	業務規程の見直しについて指導した。
7月31日	金属	廃止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第2項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	不適	業務規程の見直しについて指導した。
8月19日～8月20日	石油・天然ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
8月20日～8月21日	石油・天然ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
8月27日～8月28日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(粉じん作業場の掲示、火気使用禁止措置、ベルトコンベアのカバー、作業通路整備等)について指導した。
8月28日～8月29日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(粉じん作業場の掲示、粉じん飛散防止、作業通路整備、電気工作物の維持管理、廃止施設の立入禁止)について指導した。

9月4日～9月5日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	
9月12日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
9月24日～9月26日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第2項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか、並びに鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(ベルトコンベアのカバー、作業通路整備、電気工作物の維持管理)について指導した。
9月24日～9月26日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	
9月26日～9月27日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(集積場の維持・管理)について指導した。
10月9日～10月11日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
10月9日～10月11日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
10月15日～10月16日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第2項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか、並びに鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(ベルトコンベアのカバー、作業場の手すり、電気工作物の維持管理、作業手順書の整備、保安規定に基づく機械、施設点検の実施頻度等、現況調査における残留リスク)について指導した。
10月15日～10月16日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	
10月23日	金属	廃止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第2項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	不適	業務規程の見直しについて指導した。
10月24日～10月25日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	
11月6日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(集積場及び場内水排除施設の維持・管理)及び法令手続き(使用開始届)について指導した。
11月7日～11月8日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
11月7日～11月8日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
11月14日	金属	休止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第2項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	不適	業務規程の見直しについて指導した。
11月14日	金属	休止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第2項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	不適	業務規程の見直しについて指導した。
11月14日～11月15日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(水路及び排水路の維持・管理)について指導した。
11月14日～11月15日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(排水機能の現状調査)について指導した。
11月18日～11月19日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(坑内と坑外間における連絡手段、粉じん作業場に係る掲示)について指導した。
11月22日	金属	廃止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第2項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	不適	業務規程の見直しについて指導した。
11月25日～11月26日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	法令手続き(特定施設の廃止届出)について指導した。
11月27日	石灰石	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(水路及び排水路の維持・管理)について指導した。
12月11日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(ダンプトラックのベッセルを上げた状態での駐車、保安管理体制の変更、現況調査の実施)について指導した。
12月12日	石油・天然ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
12月12日～12月13日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(集積場及び場内水排除施設の維持・管理)及び法令手続き(工事計画の変更届)について指導した。
12月12日～12月13日	石油・天然ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(休止坑井の廃坑措置、鉱業廃棄物の処理)について指導した。
12月15日～12月16日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(坑廃水の処理)について指導した。
1月29日～1月31日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	
2月13日～2月14日	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱業廃棄物の処理状況等について立入検査を行った。	適	

注1: 操業状態の区分は、次のとおり。

- 稼行: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
- 休止: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
- 廃止: 鉱業法に基づき鉱業権が消滅したもの。

注2: 結果の区分は、次のとおり。

- 不適: 鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。
- 適 : 「不適」以外の検査等の結果。